

住まいの共同化と安心建替え支援

制度の概要

台東区内では、小規模な敷地での建替えが多く、土地の有効な活用がなされていません。また、子育て世帯と高齢者等が安心して居住できる街づくりや、木造住宅の密集した地域を中心に、消防活動がより円滑になるように防災性を高めることが課題となっています。

区では、子育て世帯と高齢者世帯の同居を促進するための三世代住宅助成や、木造の建物を地震や火災に強い構造の建物へ建替える安心助成、お隣同士などで敷地を一体的に利用して建築する共同化助成により、良好な住環境の整備を目指し、こうした街づくりに貢献して頂ける住まいの建替えに対して、助成を行っています。これらの助成制度により、一人でも多くの方が台東区に安心して住み続けられるように支援してまいります。

・三世代住宅助成

下記の主な要件①～③等を満たした一戸建て住宅を建設する場合

- ①親・子・孫が同居
- ②空地要件（接道面に幅員0.5m以上の歩道状の空地）
- ③居室要件（居室4室以上、バリアフリー等）

助成額 120万円

・安心助成

準防火地域内に法定よりも耐火性能を向上させた延べ面積50㎡以上の一戸建て住宅を建設し、居住する場合

| | | |
|-----|---------------|-------|
| 助成額 | 防火→準耐火、準耐火→耐火 | 120万円 |
| | 防火→耐火 | 240万円 |
| | 耐震化推進加算 | 50万円 |

・共同化助成

複数の敷地に複数の地権者が、等価交換等により下記の要件（主なもの）等を満たした1棟の共同住宅を建設し、その建物を区分所有する場合

- ①敷地面積100㎡以上1000㎡未満
- ②地上3階建て以上
- ③戸あたり50㎡以上の住宅の総面積が延べ面積の1/2以上
- ④歩道状空地（接道面に幅員0.5m以上の歩道状の空地。敷地が300㎡以上の場合は敷地面積に対して10%以上の面積の空地が必要）

助成額 延べ面積に応じた助成額、加算助成（人数加算・仮住居費）

※詳細な要件については各助成制度のパンフレットをご覧ください。

【お問合せ】〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6

「三世代住宅助成」「共同化助成」台東区都市づくり部住宅課（台東区役所5階10番）

電話03-5246-9028

「安心助成」台東区都市づくり部地域整備第三課（台東区役所5階7-3番）

電話03-5246-1365